

圖書館用語辭典

圖書館問題研究会編



314744

図書館用語辞典

図書館問題研究会編



角川書店

図書館用語辞典



1982年10月25日 印刷

1982年10月30日 発行

編者 図書館問題研究会
図書館用語委員会

発行者 角 川 春 樹

発行所 株式会社 角 川 書 店

東京都千代田区富士見2-13-3

振 替 東京3-195208番

電話 東京(265)7111(大代表)

組版 株式会社 中台整版

製版・印刷 横山印刷株式会社

製本 株式会社 若林製本工場

0530-031000-0946(0)

◎落丁・乱丁はお取り替えいたします。

内 部 交 流

S71/41 (日1-20/13)

図書館用語辞典

GB000620

監修

清水正三

久保輝巳

編集

図書館問題研究会

図書館用語委員会

森崎震二

大幸直子

大塚敏高

木村武子

島根雄二

鈴木順子

高橋美矢子

中村節子

原 竜也

松野幸雄

山崎正子

山田敦信

図書館問題研究会綱領

公共図書館の発展は、新しい時代の担い手である民衆の支持を受けてのみ可能であり、図書館奉仕も、平和な、明るい民衆の生活向上を目指してこそ、その意義を果すことができる。そのため
にわれわれは、過去の図書館運営に対する厳しい反省の上に立って、現実の社会、政治、経済との関連のもとに、公共図書館の切実な問題をとらえ、謙虚な態度で図書館奉仕の科学的、実践的な理論を確立するように努力する。従って、この立場から、既存の学問上、技術上の偏見を正し、お互の研究業績を批判的に発展させると共に、全般的なわれわれの研究成果をひろめ、日本図書館界の成果として、日常の場で実践する。

序

我が国の近代図書館の出発を1872(明治5)年の文部省書籍館しよていしやんの創設と見るならば、今年はちょうど110年目に当たる。また、図書館関係者の全国組織としての日本文庫協会(日本図書館協会の前身)が結成された1892年から数えると、90周年目を迎えたことになる。つまり、我が国の社会で図書館というものが始動しはじめてから、ほぼ100年が経過したと見ていいだろう。この時期に、われわれはこのような形で『図書館用語辞典』を世に問うことになった。いささかの感慨なきを得ない。

従来、我が国の図書館学の研究は、目録法や分類法に主眼をおいた資料組織法の理論と技術に関する研究が中心であった。したがってその方面の用語に関しては、概念規定にせよ、共通理解にせよ、ほぼ一定の学問的整理がなされていたと見て差しつかえない。が、これに反し、公共図書館における奉仕活動面での用語に関しては、概念規定が不明確なため理解に不統一があり、共通の立場での論議を困難にしている事例がしばしば見受けられた。またそのことが、図書館活動論の科学的追求や学問としての確立を阻害する要因にもなっていた。特にこの10数年間、全国各地の図書館運動が盛んになればなるほど、こうした状況に対する不満感や焦躁感が図書館関係者の間に広く波及していった。更に近年、情報に関する分野での研究や実務の進展に伴い、その方面の用語も多く図書館の分野に持ち込まれるようになると、混迷の度はますます加わりつつあるというのが実情である。

こうした背景をもとに、早くから、用語に関する研究とその概念規定の必要性が強く要請されていたが、図書館問題研究会(以下「図関研」という)は、その具体的方策の一つとして、1976年10月、高知における全国大会で、『図書館用語辞典』を3箇年で刊行しよう」という決議を行った。爾来6年、ようやく実現の運びとなったが、当初の計画の倍の日数を要したわけである。しかしこの6年間は、編集の進捗状況をつぶ

さに見てきた者にとっては、決して無駄ではなかったと思われる。

執筆者の大部分は現場の図書館員である。したがって、この辞典は日常の図書館活動の中から生まれたものであり、具体的には、30数年間にわたる図問研の会員たちの、現場での実践の蓄積の結果によるところが大きい。そしてこのことが、この辞典の最大の特色であるといつてよい。

むろんわれわれは、この『図書館用語辞典』が、現時点において広範囲の活用に耐えられるよう、精一杯の努力を払ったと自負している。しかし、用語によっては、試論として問題提起をしている部分もあれば、これまでの定説に疑問を投げかけている部分もないではない。それらの点を含め、この機会に全国の図書館関係者の間に、用語に関する論議が活発になり、公共図書館に関する科学研究が少しでも進展すればと念願している。同時に、これまで不明確であり不統一であった図書館用語の標準化や、図書館理論の体系化に、一層の進歩がもたらされれば幸いである。

本辞典において試論として提起された記述が、現場での検証を通じて、そのまま確認されるものもあれば、修正を余儀なくされるものもあるだろう。しかしそれは、われわれのむしろ望むところである。多くの人の忌憚のないご批判を願うゆえんである。

1982年9月

監修 清水正三
久保輝巳

『図書館用語辞典』の刊行に際して

はじめに

この辞典は、終戦直後の法制の下で我が国の図書館法が成立した1950(昭和25)年前後の時期から約30年を経た時点で刊行されることになる。この一世代(30年)の間に、図書館をめぐる事情は大きく変わった。

言語は体系をなすものであるという。してみれば、図書館に関する用語の集積体としてのこの辞典も、現時点の図書館界の実態を組織的に反映しているに違いない。この辞典の編集を機会として、図書館用語の共通理解のため、図書館の状況を概括し、図書館事業の移り変わりとその意義のおおよそを理解することは不可欠なことである。それは語彙の選び方や語釈の表現にも深く影響を及ぼすものと考えられるからである。この辞典は、編纂に当たっては、なるべく国民共通の財産としての図書館用語の集大成を目標としたが、作業を進めてゆくにつれて、必ずしも目標どおりいかない部分があることが明らかになってきた。それは、一言でいえば、我が国の図書館をめぐる特殊な事情に起因している。

それに加えて、図書館学は他の諸科学のようにまだ十分な共通認識が樹立出来ていない若い科学であり、今日もなお、その成長過程の一時期にすぎない。

そこで、現時点において、図書館をめぐる状況に対する私たち用語委員会の立場を明らかにし、本辞典編集の方向を理解していただく一助としたい。

I 戦後の図書館の歩み

明治の初めに、我が国に種のまかれた公共図書館は、まだ双葉のうちに言論弾圧の風雨にさらされ、西欧の図書館とは別種のものであるかのように、奇形の公共図書館としての姿を強いられてきたが、それすらも維持出来ない状況で敗戦を迎えることになった。

1948年、国会法に基づいて「国立国会図書館法」が成立し、国立国会図書館は書籍館(1872年創立)以来なじまれていた上野図書館のすべてを引き継いで、「文化財の蓄積と利用」を目的とする納本制度を基盤に、国の中央図書館として機能の追求が始まった。同法が、「図書館奉仕」という用語を確定したことから、前文の設立目的が「憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに

寄与する」ところにあると述べたこととは、後の図書館立法に大きな影響を与えた。

次いで、「図書館法」が「社会教育法」の成立した翌年の1950年に、それまでの運動の成果として成立し、その第2章において、公立図書館の設置は地方公共団体の条例で定めるとする地方分権主義を打ち出した。同時に、「図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」との無料公開の原則を初めて法定したこと、また、その支え手としての職員制度を示し、併せて、図書館と図書館同種施設とを設置主体によって分け、前者を法人により設立されるものとし、後者は何人もこれを設置出来ることとした。とりわけ、後者については、戦前の図書館令が、図書館設置は認可事項としていたことに比して、戦後の民主主義を支える思想や言論の自由にかかわる重要な変化を見せたといえる。

しかし、このような特長を持つ図書館法について、図書館界がその意義を確認するまでには、法制定後、更に十数年を費やさねばならなかった。

その後、すべての学校に学校図書館を設けることを定めた「学校図書館法」が1953年に成立した。この法律は、学校教育において欠くことの出来ない基礎的な設備としての学校図書館が、学校教育の充実に必要であると定め、民主的な教育、自主教育の流れを形造ったものである。学校図書館に関する専門的職務を行うために、学校に司書教諭を置くことを定めたのも重要なことではあったが、附則に特例が設けられ、「当分の間さきの規程にかかわらず置かないことができる」とされたことは、法の精神全体にやや跛行的な結果を生じることになった。その欠陥を補う運動も力強く展開され、数次にわたる法改正も国会で準備されたが報いられなかった。

しかし、一方で、大学図書館の設置基準の確定、医学図書館相互の協力体制、民間各種の専門図書館の組織化が始まり、各種の図書館によりいっせいに、図書館諸問題に関する広範な人々の討議・研究が始められた。

以上述べたように、1950年前後になって、我が国では初めて民主主義の弊として全般的な図書館関連の法制が、さまざまな不備な点を残しながらも一応整い、以後の発展が制度的に準備されることになった。

戦後図書館発展のきっかけ

しかし、法制は敷かれても、財政的な裏付けは当時の事情の中では保障されるべくもなかった。したがって、一定規模の図書館活動が国民生活の中に定着しはじめるまでには、方法論の確立が必要であった。憲法の流れに基づく図書館法制の下で、図書館に働く人たちは自ら道を求めて悪戦苦闘し、その状態は『中小都市における公共図書館の運営』（日本図書館協会 1963年）を、三か年計画の調査

報告書として打ち出すまで続いた。

同書には、「中小公共図書館こそ公共図書館の全てである」という一文がある。この主意は次のように詳説されている。

中小公共図書館の運営基準案を作製するのが、この委員会の任務であった。そのために各種の調査研究を3カ年にわたって積み上げた結果、われわれは発足当初には予見もしなかった深い感慨を以て、つぎのことをはっきりと認識させられた。

中小公共図書館こそ公共図書館の全てである。

この認識が、3カ年を経てはじめて納得されたということで、われわれ委員の不明をわらうことは自由であるし、また、それをわらえる人の多ければ多い程、日本の公共図書館進展のために喜ばしいことと思う。ということは、われわれが接触した中小図書館職員(館長を含めて)の多くが、何んらかの意味で、府県立図書館その他のいわゆる大図書館に対しての劣等と羨望の意識、またはそれを裏返した対抗意識を持っていたことである。これを逆に見れば、府県立その他の大図書館の職員達が、中小図書館を見るのに、自分達の館に、人員規模等の点で及びのつかない、未発達な弱小図書館としている、わらうべき認識不足と事大主義との反映であるといつてよい。

われわれの委員会は、以上のような意識を全公共図書館が一日も早くぬぐいさり、その「俗説」を葬り去ることを、この報告書の使命の一つと考え、「中小図書館こそ公共図書館の全てである」ことを以下に重ねて強調したい。

(1) 日本国民＝利用者とは、地域住民＝市町村民の総称である。

新憲法の精神や図書館法の理念から、日本国民は公共図書館のサービスを、自由、平等、無料で受けられる権利をもっている。しかし、法的に規定されていることと、その権利が行使できることとの間には大きな断絶がある。サービスが受けられる筈だということと、実際にサービスを受けることとは非常な違いがある。従って、日本国民が自由、平等、無料で公共図書館サービスを受けられるとは、次のようにいい換えねばならない。すなわち、日本国民は都道府県民の集合体であり、都道府県民である前に、市区町村民としての生活者である。従って、日本国民は、彼等が実際に生活する小地域(市区町村)に設けられた公共図書館のサービス・エリアの中に含まれてこそ、上記の図書館サービスが受けられるのである。こう考えれば、図書館法のサービス理念は、中小図書館のサービス内容を規定していると言うべきである。(以下略)

この報告書が出されてから、日本の図書館界は一つの明確なる意識をもって進み出した。図書館は中央政府にもたれかかって作ってもらうものでなく、各地方自治体の中で努力し、各自の図書館を発展させるものであり、それが結局は日本の図書館全体を発展させることになるのだ、と。図書館界は「図書館法」を支えているこの思想——地方分権主義を実務上の課題として理解しはじめ、国家はこのような自治体の意思の実現を援助するものであること

が確認出来た。この思想的な基盤に支えられて、日本の公共図書館の民主化・近代化は、新憲法成立後16年を経過してようやく結実したのである。

同書は、この立場に立って、住民に対する資料提供こそ図書館の基本であり、それを実現する資料費の用意こそが図書館活動の基礎を作るものであるとして、その必要額を算定する根拠を提示した。その結果、「いつでも、どこでも、何でも、だれにでも」という、図書館業務の合い言葉が、図書館現場から生まれる基盤を作ることになった。

その後の全国の図書館の活動には、程度の差こそあれ目ざましいものがあった。そして数年、全国の活動を互いに振り返る討議が全国的に行われ、日本図書館協会の場において、今何が最も重要なのかを検討し、統一の見解を打ち出そうとする気運が生まれた。その検討の成果が『市民の図書館』（1980年）という小冊子にまとめられて、広く公表され、その中で、当面する課題に対して次のように述べている。

サービスの重点

図書館不振の原因を、本を読まない（と図書館員が考える）市民の側にあると考えている間は、図書館発展の糸ぐちはつかめない。図書館不振の原因は、市民の資料への要求を正しく受けとめず、要求に応えられるだけの資料を持たず、市民をあきらめさせ、市民に見放された図書館にある。このような図書館のもつひずみを正すには、つぎのような図書館を目標にすることがたいせつである。

- (1) 自由な資料提供機関としての図書館の基本に立ち返り、これを実際に市民の目の前に現すこと。
- (2) 図書館のもつ「学生の勉強部屋」「グループ学習の場」「共同の書斎」というイメージをぬぐい去り、市民の本棚、日常生活に必要な知識や資料を得るところ、親が子どもに本をねだられたら、借りに行くように言えるところ、こういう機関に図書館がなること。
- (3) 市民の毎日の生活のワク内に図書館があるように、市民の身近に市民の生活レベルで図書館があるようにすること。
- (4) 一人でも多くの市民が読書に親しむ人になり、図書館が好きな人になるために、児童へのサービスを十分に行うこと。

この目標を達成するために、つぎの3つを最重点目標としよう。

- (1) 市民の求める圖書を自由に気軽に貸出すこと。
- (2) 児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること。
- (3) あらゆる人々に圖書を貸出し、図書館を市民の身近に置くために、全域へサービス網をはりめぐらすこと。

貸出し、児童サービス、全域サービス、この3つを重点にすることは、現在の市立図書館を発展させるテコとしての政策的意味もある。しかし、政策的意味での一時的な重点で

はない。この3つの重点は、市立図書館がその基本的機能を全うするために、どうしてもサービスの基礎としなければならない働きである。日本の市立図書館がこの3つの面で非常にたちおけていることは、日本の市立図書館の基礎ができていないことを示すものである。だから、貸出し、児童サービス、全域サービスが図書館にとって空気のように当り前のサービスとなるまで、この3つをいくら強調してもしすぎることはない。現在この3つのサービスをおしすすめることは図書館の基礎を固め、絶望的に見える現状を脱して、発展への足場を固めることである。

われわれは今まであまりにもいろいろなことをやろうとしてきた。たしかにそれぞれ大切な仕事であり、不必要ではない。しかし、それらはあまりにも多すぎるし、またする順序もまちがっていた。ちょうど、チョッキも背広もオーバーもマフラーも何でも着こみ、しかもチョッキの下にオーバーを着たり、下着なしでマフラーをつけようとした。ここでまず、これらの着ぶくれた服を脱ぎ、ランニングシャツで力いっぱい走ってみようではないか。一番基礎となる業務に全力を挙げようではないか。ここからすべてのサービスはあべき位置で自然にあらわれてくるはずである。(以下略)

この結果、図書館職員の多くは活動の方向を自ら定めることが可能になり、各職場の持つそれぞれの歴史的な事情や背景の中で、自らの決めた目標に向かって、その実現のための努力を始めることになった。

図書館づくり運動

各地の公共図書館の職員は、地方分権の下でこそ、『市民の図書館』で確認した全国の共通の目標に向かって、自発的な努力を積み重ねることが出来つつあったわけであるが、ちょうど同じころ、各地に起こった「図書館づくり住民運動」は、これと目標を同じくするものとして、行動の歩調をそろえるようになった。住民が「図書館法」第10条による公立図書館設立について要求を掲げ、その実現のために組織を作り、地方議会や自治体首脳部に、請願・陳情その他の方法で働きかける運動は、1960年ごろから都市において目立つようになり、1970年代に入って全国に見られるようになっていた。

各地に見られる住民運動の目標は、次のいくつかに分けて考えることが出来るよう。

(1) 図書館設置および増設、(2) 奉仕内容の改善——閉館時間への要求、資料費の増額、団体貸出しの実施や配本、集会施設要求、児童・身障者サービスの実施と改善など。(3) 図書館職員については図書館と資料を学んだ専門家であって欲しいという要望とともに、その制度化を求める意見、(4) 図書館計画(政策)の策定を希望し、計画立案の中に住民参加を求める要求——この要求は同時に図書館についての学習をはじめ、住民自身のさまざまな学習活動を広め、深めた。(5) 家庭文庫や地域文庫の経営援助を求める要求、(6) 学

習活動——たとえば児童文学講座その他への援助・助成の要求等にまとめることが出来る。

これらの運動の担い手である組織もまた多種多様である。地域の生活者としての住民を構成員とするものが当然大部分であるが、町内会・自治会などの地域組織、婦人会・PTAなどの単一目標を持つ特定組織、また、一般大衆組織や政党・労働組合などの諸組織があり、かなり幅広い運動となった。

図書館づくり運動には、多くの要求が含まれているが、結局は公立図書館にかかわる課題であり、地方行政の中で、議会・首長・教育委員会など担当者の理解を得ることなしには実現困難な課題である。

新憲法下、ここ十数年の間に急激に発展した我が国の図書館状況を支えているのは、(1) 住民の強い要望であり、(2) 図書館における実践を全国レベルで理論化し、再び現場で検証した図書館員集団の力であり、(3) この二者に正しく対応した行政の力という三つの力の統一である。また、行政が図書館事業に留意したきっかけには三つのパターンが考えられる。まず、行政の側から積極的に図書館を導入した形、次には市の「減量経営」のために出費を抑制して全面下請けにした形と、更には、この両者の中間にあって住民と図書館側の努力と要請に押し切られた結果という形がそれである。

以上に述べた住民・図書館職員・行政という基本的な三つの力のほかにもさまざまな諸要因があって、図書館の発展に密接に関係している。図書館活動の核である図書館資料の生産・流通態勢の変化、電子計算機の発達と情報理論・情報科学の進歩、教育の状況の推移などは、外国の事情とともに図書館の在り方に波及効果を与えずにはおかない。また、国連の提唱した国際図書年・同児童年、同障害者年などはそれぞれかなりの効果を与え、我が国の図書館活動が世界から孤立しているわけにゆかない状況をもたらしている。この面では、書誌情報や目録をめぐる国際会議が、我が国の目録法を変化させる要因となったことによっても明らかである。

以上、戦後の図書館の推移のごくあらましを見てきたが、図書館で用いられる用語・術語は、これらの状況を反映することなくしてはありえないと考えられる。

II 図書館用語の変遷

戦前に「思想善導」といい、蔵書管理を専一としていたような古い図書館像から出発した戦後の図書館は、1965年ごろから大きく変わり始めた。そして広範な人々が図書館の活動に関心を持つようになった。このような動きに

つれて図書館用語もまた変化した。従来、図書館界では整理関係の用語は精密に規定されていたにもかかわらず、奉仕関係の用語・内容は千差万別の状況であった。

たとえば「標目」という語は、従来の図書館用語辞典のすべてに掲げられて、いずれも「目録カードの上部に記載され、検索の手がかりとなる見出し語」という形で統一して解説されていた。これは、この語が日本の図書館界で安定して使われていることを示している。それに反して「貸出し」は、ある辞典(1942年刊)では「帯出」という語で紹介され、また、別の辞典(1952年刊)では、「主として館外貸出しの方法によって図書の利用をすること……我が国の大部分の図書館は今なお館内閲覧を主として運営しているため、館内閲覧にもこの語を用いている」と記されている。この両者を比較するだけでも奉仕活動に対する認識の不統一は明らかであろう。奉仕一般に対する研究と実践が不十分であった結果である。

戦後、図書館事業は一転して奉仕を第一義とした。しかも、その展開が、地方分権であったため、図書館奉仕の方法と呼称もまた個別的であり、多様化していた。これは「土地の事情に即した」発展であったが、同時に図書館学の担う標準化の作業が著しく遅らされることとなった。

当時、資格付与のための司書講習や、日本図書館協会や各団体の主催する各館種ごとの講習会・研修会・ワークショップ(現場職員研修会)などが盛んに開催されて、そのためのシラバス(講義要綱)も用意されていた。やがて、図書館短期大学という専科の教育機関や、慶応大学図書館学校や東洋大学社会学部のような、図書館学専攻学科が研究教育機関として設けられて、逐年、卒業生を現場に送り出すようになったが、細部にわたる用語の定義・統一の面では十分な効果を挙げることはなかった。

もっとも、図書館界の中心組織である日本図書館協会では、つとにこの面に着目し、『図書館用語集(未定稿)』(1969年)、『図書館用語集(予備版)』(1978年)を刊行するなど漸次に用語辞典の完成へ向かって進行している模様である。また、『図書館員の仕事シリーズ』(全24冊)や、『図書館ハンドブック』の発行・改訂を行って、実践面での標準化を果たす役割をしてきた。また、日本図書館学会でも辞書編纂の計画が決定し、刊行計画が公表されたが(1980年)、現在では計画が修正され実施延期となっている。

我が国では戦前から日本図書館協会が図書館の普及と向上を図る中心的な母胎であって、用語の名称統一が同協会で決定されたのは、既に1892年の過去にさかのぼる。しかし、我が国最初の辞典の刊行は、間宮不二雄『欧和対訳図書館辞典』(文友堂 1925年)である。その後、戦前に2冊、戦後は大小取り

交えて5冊(うち1冊は戦前版の直訳的改版)が刊行されている。それらの特徴は、「背景やその性格をみてきて言えるのは、先覚者の外国文化導入という形がめだち、わが国の現場の図書館に対する広い層の関心や強い要求の上になつてつくられたものがなかった」(大塚敏高「図書館用語について」『図書館評論』第19号1978年 所載)という指摘のとおりであろう。なお、この間の事情の紹介は、前記『図書館評論』および『みんなの図書館入門(用語篇)』(図書館新聞 1981年)の巻末解説に詳しい。いずれにしても、戦後、図書館奉仕の著しい発展、特に最近十数年の間の公共図書館の発展に即して、現場からの用語の採取・確定および語釈の統一を図ろうとしたものは、本書をおいてほかにはない状況である。

III 本辞典のできるまで

背景

先進諸外国には及ばないが、我が国の図書館の最近のめざましい発展の原動力の一つに、図書館に働く職員たちの力がある。職員は業余に各種の研究會や団体を組織し、理論研究や實際技術の習得を行ってきた。なかでも、日本図書館協會は、前言のように各館種を集めた館界の中核であり、関西を中心とする日本図書館研究會は幅広い人々を集めた研究集団である。更に、個人加盟の図書館問題研究會もその一つで、個人會員数1000名を超える研究団体は以上の三者である。その他、児童・障害者等を研究する全国的・地域的集団も多い。

また、全国で130余の大学・短大に図書館員養成のための司書課程があり、年間6000名に及ぶ資格認定が行われ、更に、司書講習講座(夏季・夜間)に数千名が参加している。つまり、年間1万人近い司書有資格者が生まれているわけであるが、それにもかかわらず、司書として就職出来る人がその5パーセント前後であるという。このような状況も、地方公共団体が司書職を置かないことにその主要な原因がある。

図書館問題研究會は各都道府県ごとに支部を置き、図書館の改善をするために討議を重ね、職場で実践活動に努力してきた。毎年、大会を機に、各會員の報告により、全国の状況を理解し、前年の反省の上に、図書館についての新たな行動を全員で決定してきた。

一例を挙げよう。1967年、富山大会(第14回)では、日常の仕事を住民の立場で再検討しよう、その上で「貸出し」の伸びに重点を置こうと定めた。そのため、住民の欲しい本が図書館にないときは「予約」する制度を作ろうと決めた。当時、貸出し中の本の返却待ちはアメリカでいうリザーブで解決することは理解出来た。しかし、全く所蔵していない場合は、その処置につい

ての方法論が確立していなかった。その後、数年の継続討議で、予約の「三つの方法、五つの条件」を定式化することが出来た。予約された本は「草の根を分けても探し出す」という態度が生まれ、普及していった。

このように、一つの「予約」が具体的な実務体制から出発し、丹念な討論の上で決定され、普及してゆくやり方には相応の時間が必要である。しかし、遅れていた奉仕概念の確定のためには他に変えることの出来ない方法であった。

用語概念の共通化は行動の統一と軌を一にする。まして、一地域・一集団の実践や理解が全国的なものになるためには、当然、共通理解を前提とする。更に、情報科学の進展や資料の視覚化をはじめとする変化の甚だしい現状では、実務を支える理念についても概念統一を図ることなしに、従来の図書館実務を整理して論理を展開させることは困難であった。そのことは、戦後の図書館の歴史を見ても容易に想像のつくところであろう。

このような状況から図書館問題研究会は、1976年10月、高知における第23回大会において、次のような決議を行って、用語の概念統一のために努力することを決定した。これが本書刊行の動機となった。

「図書館用語辞典」を3ケ年で刊行しよう

図書館法施行以来26年、日本の公共図書館は住民および多くの図書館員の努力によって発展してきました。

全国各地に拡がる図書館運動は調査研究活動や図書館に関する論争の一層の展開をもたらし、科学的な図書館理論の確立を求めています。しかし、現状では、図書館用語の統一があり、またその概念が不明確なために共通の立場での論議をむずかしくしています。例えば、討議の場で話がかみ合わなかったり、用語と図書館の実状とのくいちがいがい気がつくなどの経験は誰でもが一度ならず持っていると思います。先の第2回冬季理論集会では参加者から図書館用語の検討が指摘され、『図書館評論』第16号に「用語解説」をつける試みを始めました。公共図書館に関する科学の確立を求められている現在、図書館の発展状況に合わせ、用語の概念を明確にし、共通理解を図ることは基本的な作業であると考えます。この作業を発展させ、「図書館用語辞典」の作成を3ケ年計画で完成するよう全員で取り組みましょう。

1976年10月11日

第23回図書館問題研究会全国大会

辞書づくりの基本方針

第23回大会後、数箇月の準備行動を経て、編集のための用語委員会が結成され、以後、用語委員会は辞書作りの中核となった。その基本方針はおおむね次のように整理出来る。

- (1) 今、我が国の現場で使う用語を集めて意義づけをする。固有名詞は、書名と団体名などのうち、主要なものを除いて参照語とする。
- (2) 実務語を中心にしながら理論語を繰り入れて図書館活動の理念を明確にする。
- (3) 公共図書館を中心の場としながら、大学・専門・学校の各図書館と、その他の関連部門の用語も併せ考える。
- (4) 図書館現場の集団的な検討をできるだけ採り入れる。
- (5) 執筆は全国多数の会員が行い、用語委員会がそれをまとめる集団作業とする。したがって、作業状況は執筆者全員および全国大会に報告される。
- (6) 辞書づくりは図書館問題研究会全体の成果とし、前述した図書館界の実態がある中で、全体のレベルアップを目的とする。今回については署名論文による解説は避ける。

経過 上の原則に従って用語委員会は作業を進めてきた。その実態について述べておこう。

本辞典は当初、用語辞典として400ページ程度の構成を考えていたが、図書館界の状況その他の理由から現在のよう形となったものである。

① **用語の採録** まず、1975年当時現場で多用されている図書館実務の解説書『シリーズ・図書館の仕事』24冊（日本図書館協会 1966～74年）は、各冊とも巻末索引があるので、その累積版としての総索引を、発行者の了解を得て事務用に作成した。この総索引は各支部で用語チェックのために使用されたほか、編集の際極めて便利なツールとなった。

委員会では総索引を手がかりに一語ずつ当たり、基礎用語866語を選び、次いで『図書館評論』『出版事典』『本の問答333選』『図書館ハンドブック（各版）』『資料組織化便覧』『J・I・S情報処理用語』、更に、『図書館雑誌総索引』『図書館界総索引』などにより、375語を追加採録した。その後、現場からの連絡や執筆者・委員・監修者の提案などにより六百数十語が追加された。その採否は、文部省編『図書館学用語集』をも参考にしながら、すべてを委員会で討議し、決定した。現在、ここに記載した解説語はほぼ1900語、参照語は約800語である。

② **用語解説** 全国の会員有志および推薦による協力者195名による執筆、10名の用語委員および2名の監修者により逐一検討し、辞書・参考図書と対比して検討し、必要なものには追加書き込みや削除が行われた。いくつかの用語の中には複数の執筆者によって原稿が用意され、委員会討議の上で統一表現となったものもある。

監修者の主たる任務はすべての本文原稿を閲読し、用語解説のバランスを保ち、表現の正確さを期する点にあった。委員会は月2回以上、多い時は月4回程度開催され、120回を超える会合を重ねた。監修者会議は24回開催され、大部分が1泊2日であり数回は2泊3日で行われた。執筆者・監修者・用語委員の氏名は巻末に掲げた。編集期間の大部分は執筆の督促と原稿整理のために費やされた。この間多数の執筆者集団との連絡を図るため、内部資料として『図書館用語委員会通信』（孔版、B4版1~2枚程度）が第17号まで（1979.8~1982.4）発行された。作業経過の報告や課題・問題点の提案と、必要に応じて委員会の見解を提示するものであった。なお、執筆者による合同会議（1泊2日）は、初校の始めた3月末に東京で開催され、意見が交換された。

非力な我々が、この事業をここに終えることが出来たのは、高知大会の決定に導かれ、監修者の熱意に打たれて、ただひたすらに事務を進めたからにはかならない。全国195名に及ぶ執筆者——その多くは会員であり、また執筆を契機に入会していただいた人もいるが、その人たちの努力を多とする。

執筆・編集に際して、辞書としての正確さを期するために、非常に多くの方々や各団体から情報をいただき、資料をお借りするなどして、本辞典に多大な花を添えることが出来た。ここに記して謝意を表したい。

日本図書館協会、国立国会図書館および同労組、東京都立中央図書館、丸善本の図書館、英国政府観光庁、米国議会図書館東京事務所

また、原稿の清書、索引の作成・点検などの骨の折れる作業に、関東学院大学・専修大学・東洋大学・和光大学などで図書館学を学ぶ若い学生諸君100名を超える絶大な努力のあったことも、この辞書を支える大きな力となった。更に、国立国語研究所の靄岡昭夫先生には、文章・文脈の整理の観点から、校正刷りをひとつとお目を通していただいた。最後になったが、この辞書の困難な編集を進める努力をされた角川書店辞書教科書部の高野良知、阿部典子、中村宣子他の諸氏からは、不慣れな私どもの辞書づくりに対してさまざまな配慮と教示をいただいた。併せて心からの謝意を表する次第である。

1982年8月

図書館問題研究会 図書館用語委員会